ある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

5　㎥の単位で記載できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

6　「放射線業務従事者の線量分布」について

⑴　「職員」とは、実用発電用原子炉設置者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。

⑵　「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。

⑶　同一人が２以上の請負業者にまたがって作業する場合は、１人として算出すること。

⑷　有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下３桁目を四捨五入して小数点以下２桁とし、「平均線量」については小数点以下２桁目を四捨五入して小数点以下１桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

⑸　3⑴の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。

7　「一般公衆の実効線量の評価」について

⑴　「排気口」が複数ある場合には、「排気口からの距離」は基準とした排気口を明示した上で記載すること。

⑵　実効線量評価に用いた気象データ等の資料及び評価方法に関する説明を添付すること。

⑶　記載する数値は、有効数字２桁、指数表示とすること。

8　「運転時間及び熱出力」について

実用発電用原子炉ごとに記載し、熱出力の「合計」欄は当該期間内の平均熱出力及び最大熱出力を記載すること。

その他

⑴　測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「―」と記載するか当該欄を削除すること。

⑵　記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

３　第139条の規定により、電磁的記録媒体による手続を行う場合にあっては、押印することを要しない。

様式第６（第139条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

様式第６（第139条関係）

フレキシブルディスク提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名　㊞

住　所